⑹　賞、推奨等を受けた旨	⑺　賞、推奨等を受けた旨を表示する場合は、これを受けたものと同一の商品について表示することとし、賞にあっては、受賞の年、受賞者の氏名又は名称、受賞した品評会等の名称を、推奨にあっては、推奨を受けた年、推奨者の氏名又は名称等を表示することとする。
⑺　特色ある原材料等に関する事項 ⑻　栄養成分（たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム（食塩相当量に換算したもの）を除く。） ⑼　栄養成分の補給ができる旨 ⑽　栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨 ⑾　糖類（単糖類又は二糖類であって、糖アルコールでないものに限る。）を添加していない旨	⑻　客観的な根拠に基づかない「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「生」、「フレッシュ」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 ⑼　客観的な根拠に基づかない「最高級」、「最優良」、「上級」、「スペシャル」、「特選」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 ⑽　客観的な根拠に基づかない「手打風」、「熟成」等製造方法の優良性を意味する表示 ⑾　生タイプ即席めん（即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したもの。）以外のものに生タイプを意味する表示 ⑿　かんすいを使用していないものに「中華めん」の用語 ⒀　客観的な根拠に基づかない「老舗」、「元祖」、「本場」、「代表」、「最古」等伝統性、歴史性を意味する表示
（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、即席めんの取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 ⑴　客観的な根拠に基づかない商品の品質又は製造方法が優良であることを意味する表示	（不当表示の禁止） **第６条**　事業者は、即席めんの取引に関し、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 ⑴　客観的な根拠に基づかない「ナチュラル」、「天然」、「自然」、「生」、「フレッシュ」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 ⑵　客観的な根拠に基づかない「最高級」、「最優良」、「上級」、「スペシャル」、「特選」、「高級」等当該商品の品質が優良であることを意味する表示 ⑶　客観的な根拠に基づかない「手打風」、「熟成」等製造方法の優良性を意味する表示 ⑷　生タイプ即席めん（即席めんのうち、めんを蒸し又はゆで、有機酸溶液中で処理した後に加熱殺菌したもの。）以外のものに生タイプを意味する表示 ⑸　かんすいを使用していないものに「中華めん」の用語 ⑹　客観的な根拠に基づかない「老舗」、「元祖」、「本場」、「代表」、「最古」等伝統性、歴史性を意味する表示
⑵　（略） ⑶　（略） ⑷　（略） ⑸　（略） ⑹　（略） ⑺　（略） ⑻　（略） （施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。	⑺　（略） ⑻　（略） ⑼　（略） ⑽　（略） ⑾　（略） ⑿　（略） ⒀　即席めんでないものを即席めんであると誤認されるおそれがある表示 ⒁　（略） （施行規則の制定） **第12条**　（略） ２　前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附　則

一　この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　この規約の変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に事業者が行った表示については、なお従前の例による。

三　施行日から平成三十二年三月三十一日までに製造され、加工され、又は輸入される即席めんに係る表示については、この規約の変更にかかわらず、なお従前の例によることができる。

○個人情報保護委員会告示第四号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十四条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十四条の十五の規定並びに行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十五条第三項の規定に基づき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関非識別加工情報編）を次のように定め、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

平成二十九年三月三十一日　　個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

（行政機関非識別加工情報編）

目次

1　本ガイドラインの位置付け及び適用対象
1－1　本ガイドラインの位置付け
1－2　本ガイドラインの適用対象
2　定義
2－1　非識別加工情報（法第２条第８項関係）
2－2　行政機関非識別加工情報（法第２条第９項関係）
2－3　行政機関非識別加工情報取扱事業者（法第２条第10項、第11項関係）